



令和6年1月4日

## 子連れ出勤制度の導入について

「職員の働き方改革」や「多様な働き方」が求められる中で、子育て世代の職員が安心して仕事ができる環境を整え、多様で柔軟な働き方の選択肢を広げることを目的として、**子どもを帯同して職場で勤務することができる「子連れ出勤制度」を導入**します。

### 1 制度概要

市職員が子どもを普段の預け先等へ急に預けられなくなった場合などに、子どもを帯同して勤務ができることとし、既存制度の休暇取得や在宅勤務等と併せて、職員が仕事と育児の両立を図りながら働きやすい職場を整備します。

利用する職員は、実施場所において業務に必要な書類やパソコン機器などを持ち込み、子どもと一緒に過ごしながら業務を行います。

※令和5年8月に試行（利用職員12名、子ども17名）し、その後、利用者アンケートや職員全体へのアンケートなどを経て、今回、本格実施することとしました。

### 2 対象職員

全職員（会計年度任用職員を含む）

※ただし、下記の実施場所において勤務可能な職員

### 3 対象とする子ども

職員の子または孫（0歳～小学校6年生）

### 4 実施場所

本庁及び出先機関（支所など）の会議室等

### 5 導入時期

令和6年1月1日



問 合 先	
担当課	総務部 総務課
課長	下野 泰功
係名	人事・研修係
係長	坂本 昭一
連絡先	電話（直通 0577-35-3133） （内線 2456）